

答 申

諮問第182号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった「平成26年度公共街路第7号-3 元町新庄線道路改良工事の消防署前の出入り口の鉄板設置に関する請負業者との打合わせ記録等（顛末書）」については、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成28年9月6日付けで別紙の(1)に記載する公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、別紙の(2)に記載する非開示決定（以下「本件処分」という。）及び部分開示決定を行い、平成28年10月17日付け西建総第09060002号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成28年10月25日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書によって、本件処分に関して主張する内容は、工事人の過失が知りたいので、本件処分の取消しを求めるというものである。

なお、審査請求人は、反論書及び意見書の提出並びに審査会に

おける説明及び意見の陳述を行わなかった。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、審査請求に対する弁明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求の経緯について

平成27年3月5日にJR紀伊田辺駅前で火災が発生し、9戸が延焼した。火災現場の間近にある消防分団の消防車庫前で実施機関が道路工事を行っていたこと（以下「本件事案」という。）に関連して、審査請求人から本件開示請求が行われた。

2 本件処分について

本件審査請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、本件事案に関して工事の請負業者から実施機関に提出された顛末書であり、通常の工事では提出されるものではなく、本件対象公文書を開示すると、当該請負業者の社会的評価を低下させ、他の民間工事等の受注の機会を減少させる等、当該請負業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号アに該当すると考えた。

また、本件対象公文書は本件事案を受けて実施機関が請負業者へ提出を促し、任意に提出されたものであり、実施機関と請負業者の間で本件対象公文書を公にしないとの条件について、具体的なやり取りはなかったが、実施機関としては、黙示的に公にしないという認識で受け取っており、条例第7条第3号イに該当すると考えた。ただし、請負業者が本件対象公文書を公にされるならば実施機関へ提出しない意思であったかどうかは明確に分からないが、実施機関とすれば請負業者が公にされないと考えたと推測したものである。

なお、本件対象公文書の一部については、条例第7条第3号アの非開示理由には該当しなかったが、同号イの非開示理由から、本件対象公文書の全体について非開示決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 本件対象公文書は、本件事案に関して、工事の請負業者から実施機関へ提出された顛末書である。実施機関は、本件対象公文書は条例第7条第3号ア及びイに該当するとして非開示決定を行い、本件対象公文書の一部については、条例第7条第3号アの非開示理由には該当しなかったが、同号イに該当したため、非開示決定を行った旨説明する。
- (2) 条例第7条第3号イは、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非開示とすることを規定している。

実施機関は、本件対象公文書について、本件事案を受けて実施機関が請負業者へ提出を促し、任意に提出されたものであり、実施機関と請負業者の間で本件対象公文書を公にしないとの条件について、具体的なやり取りはなかった。実施機関としては、黙示的に公にしないという認識で受け取ったが、請負業者が本

件対象公文書を公にされるならば実施機関へ提出しない意思であったかどうかは明確に分からないと説明する。

条例第7条第3号イに該当する前提条件として、「公にしないとの条件で任意に提出されたもの」である必要があるが、実施機関は請負業者との間で当該条件についての具体的なやり取りはなく、請負業者側の認識は分からないが、自らは公にしないと認識していた旨主張するが、公にしないとの条件が成立するには双方の合意が必要であり、本件において、公にしないとの条件は黙示的にも成立していたとは認められない。

このことから、本件対象公文書は、条例第7条第3号イには該当しないと判断する。

- (3) 当審査会において、実施機関の説明及び資料により確認し、インカメラ審理により見分したところ、本件対象公文書のうち、日付、法人の名称、標題等は、すでに本件開示請求による部分開示決定において開示している内容から明らかになる部分でもあり、本件対象公文書のうち別表に掲げる部分は、公にすることにより、当該業者の事業活動に支障を及ぼし、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第7条第3号アに該当しないと判断する。

一方で、本件対象公文書のうち、別表に掲げる部分以外の部分については、実施機関が特定の業者から提出を受けた顛末書に記載された意見内容や法人代表者の印影であり、公にすることにより、当該業者の事業活動に支障を及ぼし、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは否定できないと認められる。

以上により、実施機関は、本件対象公文書のうち、別表に掲げる部分については、開示すべきである。

3 その他

実施機関が行った本件処分の公文書非開示決定通知書の記載において、非開示とした理由を「条例第7条第3号ア及びイ該当」としながらも、具体的に該当する理由を記載している箇所では条

例第7条第3号イについての記載がないことが認められる。

今後、実施機関は、非開示と判断した理由を開示請求者が理解しやすいよう、公文書非開示決定通知書等においては、漏れなく記載するよう留意すべきである。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成28年10月31日	○諮問（実施機関）
平成28年12月21日	○実施機関からの弁明書の写しを受理
平成29年1月24日	○審議
平成29年1月31日	○実施機関からの資料を受理
平成29年2月6日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成29年2月28日	○審議
平成29年3月16日	○審議
平成29年4月25日	○審議

別表

本件対象公文書のうち開示すべき部分

上から1行目から7行目3文字目（法人代表者の印影を除く。）

下から1行目

【別紙】

(1) 本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 28 年 9 月 6 日	平成 26 年度公共街路第 7 号の 3 元町新庄線道路改良工事 ・ 消防署前の出入り口の鉄板設置に関する請負業者との打合せ記録等 ・ 出入口に関する設計平面図及び横断図 ・ 工事請負契約書（当初）

(2) 処分の内容

非開示・部分開示決定	公文書の名称
平成 28 年 10 月 17 日付 け西建総第 09060002 号による非開示決定	工事番号：平成 26 年度公共街路第 7 号-3 工事名：元町新庄線道路改良工事 上記工事の ○消防署前の出入り口の鉄板設置に関する請負業者との打合わせ記録等（顛末書）
平成 28 年 10 月 17 日付 け西建総第 09060002 号による部分開示決定	工事番号：平成 26 年度公共街路第 7 号-3 工事名：元町新庄線道路改良工事 上記工事の ○条件明示書、工事打合簿（平成 27 年 3 月 6 日、平成 27 年 3 月 11 日）、改善報告書及び道路工事届出書 ○出入り口に関する設計計画平面図及び横断図 ○建設工事請負契約書（当初）